

NPO 法人ふれあいの家鴻の峯 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 8月 1日～令和12年 7月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：「育児休業取得率100%以上」及び「1か月以上の育休取得」を目指すため、全社員へ育児・介護休業制度等についてパンフレットを配布し、制度の周知を図る

<対策>

- 令和7年 8月～ 職員への聞き取り調査を行うとともに、制度に関するパンフレットにより説明を行い制度の周知を図る